

民営職業紹介

ひ

と



2022.1
NO.

181

民紹協会長 年頭のご挨拶

厚生労働大臣 年頭所感

厚生労働省職業安定局長 年頭所感

各民営職業紹介事業者団体 年頭のご挨拶

令和3年秋の叙勲受章者お喜びの声

民営職業紹介事業者団体と厚生労働省の第3回定期会合の開催

平成29年改正職業安定法の施行状況(指導状況)

公益社団法人 全国民営職業紹介事業者協会



Contents

3 年頭のご挨拶

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

4 年頭所感

厚生労働大臣
厚生労働省職業安定局長

10 新年のご挨拶

各民営職業紹介事業者団体

12 令和3年秋の叙勲受章者お喜びの声

14 民営職業紹介事業者団体と厚生労働省の第3回定期会合の開催

19 平成29年改正職業安定法の施行状況(指導状況)

22 2月1日から職業紹介士資格認定試験(第26回)の
受験者募集が始まります

23 職業紹介士ネットワーク ~株式会社ノースゲイト~

24 よくわかる職業紹介事業のQ&A

26 雇用失業動向

27 散歩道 ~相州三浦総鎮守海南神社~

28 新規入会事業所紹介

30 民紹協ニュース／編集後記

31 職業紹介責任者講習日程



※表紙写真は、「第3回ひととしごと写真募集」優秀賞 横山周作氏撮影の作品「食事タイム」
です。「大阪市天王寺区天王寺動物園。食事時間に係員のひとがキリンに餌をやっています。
真剣な顔つきです。」

年頭のご挨拶



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会長 紀陸 孝



明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化し、職業紹介事業においても厳しい状況が続きました。このため、厚生労働省におかれては、コロナの事業活動への影響や今後の見込み、要望等をお聞きし、併せて意見交換を行う場として、新たに人材サービス事業者団体との定期会合を開催していただきました。4半期に1回ずつ出席者のレベルを分けて、第1回会合が6月、次いで9月、11月に開催され、第4回は本年1月18日に開催される予定です。この場をお借りして、会合に向けて直近の業況や要望事項の把握などの調査にご協力をいただいた紹介所や職業紹介事業者団体の皆さまに、改めて御礼申し上げます。

その会合で要望しておりました雇用調整助成金の特例措置の延長については、本年3月まで延長されることとなり、助成内容については、段階的に見直しが見込まれる予定です。また、許可有効期間の更新申請に関する資産要件の特例措置の延長についても、要望を踏まえ、特例措置の対象期間が、「令和5年3月31日」まで延長されました。その他の要望事項とそれに対する回答については、本誌の14頁から18頁にかけて記載しております。

また、インターネットの普及により、多種多様な雇用仲介事業が台頭している中で、厚生労働省においては、雇用仲介事業の機能強化と募集情報等提供事業の適正な運営を確保し、労働市場が的確かつ効率的に機能するよう、職業安定法改正による新たなルール作りが検討されています。

職業紹介事業者におかれても、自社の持つ求人情報の掲載を求人サイトに依頼したり、求人サイトから登録された求職者情報の提供を受けたりと、募集情報等提供事業を活用する機会が増えています。職業紹介事業におかれては、今般のコロナ禍により求職者離れがおきており、求人が回復しても紹介できる求職者が不足するという事態が懸念されています。今後は求職者確保のために、募集情報等提供事業と連携する紹介所がますます増えるものと思われます。新たなルールができましたら、当協会としても、利用者が安心してサービスを利用できるよう、その周知や施行に協力して参る所存です。

コロナを機にテレワークやオンライン会議などが一気に進み、仕事の進め方が大きく変化した職業もあります。また脱炭素社会の実現に向けた取組みも加速することでしょう。職業紹介事業には、そうした変化に対応できる人材の円滑な移動を支援する役割も期待されています。皆さまのますますのご発展、ご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭所感



厚生労働大臣
後藤 茂之

●はじめに

令和4年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしく願い申し上げます。

厚生労働大臣に就任し、3か月が経ちました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

●感染症対策等

喫緊の課題は新型コロナウイルス感染症の対策です。国民の皆様の命と健康を守るため、引き続き最優先で対応してまいります。

直近の感染状況は、一昨年夏の夏以降で最も低い水準が続いている一方で、人から人への感染はなお継続しています。また、新たな変異株(オミクロン株)については、現時点ではウイルスの性状に関する疫学的な情報は限られており、国内外の発生状況の推移などに注視が必要です。

このオミクロン株対策については、重点的に

水際措置を講じることに加え、全ての陽性者に対する変異株PCRスクリーニングの実施など、国内対策の強化を行っています。引き続き、臨床、疫学及びウイルス学的な情報を収集・分析するなど適切に対応してまいります。

基本的な感染予防策としては、オミクロン株であっても従来株と同じです。国民の皆様には、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されておりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

昨年11月には「次の感染拡大に向けた安心確保の取組の全体像」を決定しました。これに基づき、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備えてまいります。

具体的にはまず、保健・医療提供体制の確保として、各都道府県に計画を策定していただき、昨年夏に比べて約3割、1万人増の約3万7千人が入院できる体制を確保しました。

また、自宅・宿泊療養者への対応として、保健所の体制強化に加え、全国で、のべ約3万4千の

地域の医療機関等と連携してオンライン診療・往診、訪問看護等を行えるようにし、全ての自宅・宿泊療養者に陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を構築しています。

検査については、ワクチン・検査パッケージや無料検査の拡充など、検査を受けやすい環境の整備を図るとともに、抗原検査キットの家庭等における活用を促進し、更なる検査体制の強化に取り組んでまいります。

加えて、今後の切り札となる経口薬については、昨年末に「モルヌピラビル」が初めて薬事承認され、ただちに、医療現場にお届けを開始しています。合計でこれまでに約160万回分を確保しており、入院に加えて、外来・往診まで、様々な場面で使用できるよう、万全を期してまいります。

新型コロナワクチンについては、昨年12月から追加接種を開始しており、1回目・2回目の接種に引き続き、地方自治体や医療従事者の皆様のご協力をいただきながら、希望する全ての方への円滑な接種に万全を期してまいります。

こうした取組により、感染拡大が生じて、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となり、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ってまいります。

そして、これまでの対応を徹底的に検証しつつ、病床や医療人材の確保を国や自治体が迅速に行えるようにするための仕組みなど、平時か

ら感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じるための法的措置を速やかに検討してまいります。

併せて、感染症対策とともに、国民の皆様の雇用・暮らしを支えていくことが必要です。雇用保険制度については、雇用を支える重要なセーフティネットであり、その安定的な運営の確保を図るための法案を次期通常国会に提出する予定です。また、生活に困窮される方に対して、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、生活困窮者自立支援金等による支援を行ってまいります。

●災害への対応等

近年、記録的な大雨による甚大な被害が全国各地で発生しております。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。相次ぐ自然災害から国民生活を守るよう、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」として、重点的かつ集中的に医療・福祉・水道施設等の強靱化に取り組めます。

また、東日本大震災からの復興に向け、私自身も復興大臣であるとの強い意識の下、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、雇用対策などに全力で取り組めます。

●新しい資本主義の実現と

全世代型社会保障制度の構築

昨年秋に、「成長と分配の好循環」と「コロナ

後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくための「新しい資本主義実現会議」と、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うための「全世代型社会保障構築会議」が発足しました。

厚生労働省としては、こうした会議での議論も踏まえ、成長と分配の好循環の実現のため、2つのボトルネックの解消に注力してまいります。

1つ目は、持続的な賃金上昇に向けて、労働生産性と労働分配率の一層の向上を図ることです。これに向け、新しい就業構造を踏まえた「人への投資」や、賃上げしやすい環境整備等の雇用政策に注力してまいります。

2つ目は、賃金上昇を消費拡大につなげることです。これに向け、社会保障の機能強化を図っていくとともに、看護、介護、保育など現場で働く方々の賃上げを行ってまいります。

社会保障政策・雇用政策は、成長と分配の好循環の創出に貢献するものであり、新しい資本主義を実現する上で不可欠です。厚生労働省としても、新しい資本主義の実現に向けて、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

●働き方改革の推進、「人への投資」の強化、多様な就労・社会参加の促進等

働き方改革関連法については、その円滑な施行等に努めてまいります。また、最低賃金については、関係省庁との連携のもと生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化や下請け取

引の適正化などの環境づくりを推進しつつ、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均千円を目指します。

「人への投資」については、民間のご意見を具体的な支援内容に反映する、3年間で4千億円規模の施策パッケージとして、一定期間・一定の規模で強力に取り組みます。これにより、デジタルなど成長分野を支える人材育成、非正規雇用労働者のステップアップ、正規雇用への転換の促進、成長分野などへの労働移動の円滑化支援等の実現を図ってまいります。

あわせて、ニーズに対応した職業訓練やキャリアコンサルティングの推進に向け、職業能力開発促進法の改正を検討するとともに、企業における学び・学び直しの促進に向けた「リカレントガイドライン(仮称)」の策定など必要な措置を講じてまいります。

加えて、多様化する雇用仲介業が労働市場において的確に機能するための新たなルールを整備します。あわせて、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等に取り組んでまいります。

また、改正女性活躍推進法や改正育児・介護休業法の施行等を通じ、女性をはじめとする多様な労働者がその能力を十分に発揮して活躍できる就業環境の整備に取り組みます。さらに、労働者協同組合法の円滑な施行に向けても取り組んでまいります。

●地域医療体制の整備、診療報酬改定等

新型コロナウイルス感染症対応の中で、わが

国の医療制度をめぐる課題が浮き彫りになりました。また、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年が迫る中、その先の医療提供体制の姿を描いていくことも重要な課題です。このため、今後の新興感染症の対応も想定しながら、2024年度からスタートする第8次医療計画の策定に向けた検討を本格化させてまいります。

医療体制の確保のためには、医師の働き方改革も重要です。2024年からの医師の時間外労働上限規制の施行に向けて、丁寧に準備を進めます。

また、本年4月に予定されている診療報酬改定を通じて、新型コロナウイルス感染症等にも対応できる医療提供体制の構築、医師等の働き方改革等の推進、安心・安全で質の高い医療の実現、効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上等を図ります。

●子ども・子育て支援

児童虐待に関する相談対応件数が年々増加する状況等を踏まえ、全ての子育て世帯に対して適切な支援を行うため、母子保健と児童福祉における支援を一体的に行う相談機関の整備、子育て世帯への家庭環境の支援を行う事業の創設、一時保護の適切な実施に係る環境の整備、社会的養育の質の向上、児童へわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等を内容とする改正法案を本年の通常国会へ提出することを目指します。

また、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の真ん中に据え

た社会を目指すための新たな行政組織の創設に向けて、政府全体として取り組んでまいります。さらに、待機児童解消に向けた保育や放課後児童クラブの受け皿確保、産後ケア支援等に取り組みます。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、医薬品・医療機器施策、年金制度改革、難病対策、社会福祉、援護施策等、山積する課題に果敢に取り組んでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様お一人おひとりにとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。



年頭所感



厚生労働省職業安定局長

田中 誠二

新年を迎え、謹んでお慶び申し上げますとともに、職業安定行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

職業安定局長に就任してから、1年半が経とうとしております。新型コロナウイルス感染症は、引き続き雇用に影響を及ぼしており、雇用と暮らしを守るための雇用政策を総合的に実施することが必要であると考えております。また、コロナ禍による、非正規雇用労働者の不安定化やデジタル化の急速な進展等による働き方の変化など、様々な雇用への影響がみられ、こうした課題に対応していくことも求められております。

昨年11月にとりまとめられた経済対策においては、人への投資の強化として、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業を強化するなど、3年間で4千億円の予算を大胆に投入することなどが盛り込まれました。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況には引き続き注視が必要ですが、社会経済活動の再開に伴い、労働需要の回復も期待されるところです。当面は雇用調整助成金による雇用維持支援を行いつつ、今後は産業構造や働き方の変化の中で、多様な人材の能力発揮と雇用の安定を図るため、雇用のセーフティネット機能の強化や人への投資といった取組に重点を置き、実施してまいります。

とりわけ、雇用保険制度は、雇用を支える重要なセーフティネットであり、その安定的な運営の確保を図るための法案を次期通常国会に提出する予定です。

また、雇用仲介に関しては、多種多様なサービスが生まれてきていることを踏まえ、「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」で昨年7月に報告書がとりまとめられました。研究会での議論を踏まえつつ、労働政策審議会において、労働市場においてこれまでになく大きな役割を果たしている雇用仲介事業の法的

位置付けや依拠すべきルールについて御議論いただき、先般建議をいただいたところです。こちらに基づき引き続き対応してまいります。

地域雇用対策については、雇用に関する地域の課題に対応するための都道府県や市町村の取組を支援するとともに、都市部から地方に移住して就職を希望される方々に対し、個々のニーズに応じた再就職等の支援を実施してまいります。

そして、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の方々をさらに支援するため、ハローワークの専門窓口において、担当者によるチーム支援を着実に実施することや、就職氷河期世代のニーズにそった求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進等について取り組んでまいります。

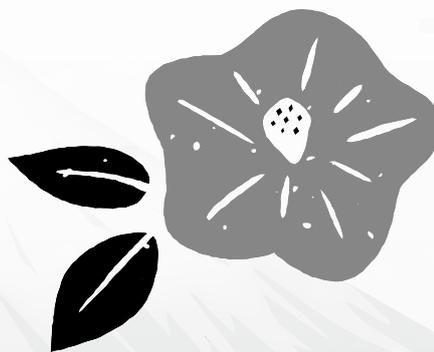
高齢者雇用については、高齢期における多様なニーズを踏まえた70歳までの就業機会の確保を、事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が昨年4月に施行されました。事業主の皆様への周知や取組への支援を含め、多様な高齢者の就業・社会参加が可能となる環境を整備する取組を進めてまいります。

障害者雇用については、ハローワークにおいて、地域の関係機関と連携し、採用準備段階から定着支援まで、一貫したきめ細かな支援を講

じるなど、障害者が希望や能力に応じて活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

外国人雇用については、ハローワークにおいて、就職支援や雇用管理改善指導に引き続き取り組むとともに、昨年6月に「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」からいただいた提言の実施に向けて、外国人労働者の雇用・労働に係る統計整備の検討等を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を引き続き注視しながら、全ての方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、職業安定局としても全力で取り組んでまいりますので、皆様方には、一層のご指導、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。



各民営職業紹介事業者団体より

謹んで新年のご挨拶を申し上げます!



公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

看家紹介業の新たな発展、拡大を目指し、事業の拡充、強化に取り組んでまいります。

人口の減少と少子高齢化が急速に進展するなか、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者の増加、子育て期の女性の労働参加の高まりなどを反映して家政サービスに対するニーズが増大し、内容も多様化してきています。こうした社会の要請を踏まえ、家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する者に「家政士」の資格を授与することにより、家政婦(夫)の社会的認知度、社会的評価を高めることを目標に、第6回検定試験を全国規模で実施いたしました。

本年は、「家政士」検定試験の実施を始め、看家紹介業の活性化と家政婦(夫)の就労機会の拡大を図るとともに、新型コロナウイルス感染症流行の終息がなお見通せないなか、求職者、求人者の皆様の安心・安全対策を的確に取り組んでまいります。

一般社団法人日本人材紹介事業協会

新しい年も、まずはコロナ禍の克服・共生による経済活動の回復が最優先となりますが、その際、企業にとっては人材の確保が喫緊の課題となります。職業紹介を通じて求人者、求職者の期待に応えることは当然のことですが、テクノロジーの発展によるAIマッチングの進化や、兼業・副業の求人、業務委託型でのフリーランスの紹介依頼など、非雇用型を含め従来の業務領域を超えた形で環境の変化への対応が必要となります。人材協では、

業界に対する社会からの信頼に応えることはもとより、会員の皆様からの更なる期待に応えるべく様々な活動を実施し、会員の皆様と職業紹介業界全体の一層の発展に努めて参ります。

一般社団法人全国サービスクリエイター協会

約一年半続いた緊急事態宣言等も解除され、サービスクリエイターの求人が増えてきております。本年は個人が主催する披露宴などの宴会から、法人が主催する一般宴会や立食パーティーが増えてくるのではないかと考えております。コロナ流行中は、ほぼ新規の求人がなく、以前働いていたベテランサービスクリエイターも他業種で働いている方が多い状況です。これからどのように新規求職者を採用し、教育をするべきなのか、全国の会員から情報を集め共有し、以前のような活気ある業界にできるだけ早く戻れるよう、頑張っております。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

黒田会長の逝去により、新年の挨拶をご辞退します。

公益社団法人日本全職業調理士協会

新型コロナウイルス感染症の発生から丸2年。ワクチン接種率の向上等により、国内流行の第5派が終息、緊急事態宣言がようやく解除されました。これから景気も回復しようかという矢先、新たにオミクロン株が流行し、未だ先行きは不透明です。昨年私達、飲食業界に携わる者にとりま

しては、まさに忍耐の一年でした。アルコール提供時間の制限や、グループ客の人数抑制等で客足が伸びず、まだまだ苦戦中です。今年こそコロナ禍が終息し、求職者・求人者に正しい情報を提供し、雇用維持・求人確保と、会員の存続と繁栄が訪れることを祈念いたします。

特定非営利活動法人

全国ホテル&レストラン人材協会

昨年も飲食業界に紐づく私共サービス人材業界は苦難の1年でした。そのような中でも、新たな事業の柱となるようなアイデアをみんなで出し合い、知恵を絞り、協会会員がより結束できた1年であったように思います。緊急事態が明けた年末は、それまでの反動で以前のように需要に供給が追いつかないといった状況であります。以前の状況とそれは違うものであり、国が、協会が、事業者が手を差し伸べることができなかった非正規の方の業界への回帰は相当難しいと思います。一つ一つの協会活動の積み重ねで、信頼回復をし、安心して仕事に就ける。そんな1年としてまい進してまいりたいと思います。

全国調理士紹介事業福祉協会

全紹協は、本年よりホームページのリニューアルを図る計画です。並行してSNS運用としてはインスタグラムを去年より公開、発信し始めました。今後はフェイスブックにも連携させ即戦力40歳から50歳への発信、その他にYouTubeでの動画発信により20歳から40歳への発信を予定して

おります。去年の1月より今年には新型コロナが減少して経済が回り始め、私共の業界も動いてきました。新型コロナの第6波と新変異株のオミクロン株が国内で感染拡大がおきないように祈り、元の生活に戻り、今年こそは春には皆で満開の桜を心から愛でられるように、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

〈職業紹介事業者団体名のみのご挨拶〉

一般社団法人日本モデルエージェンシー協会

芸能事業者団体連合会

全国クリーニング技術者紹介事業協会

西日本理美容師職業紹介事業協会



栄えある叙勲をお慶び申し上げます

11月3日、令和3年度の秋の叙勲受章者が発表されました。以下にお喜びの声をご披露します。

瑞宝単光章

有限会社モックプランニング 岩田 鞠子 氏

この度の令和3年秋の叙勲における瑞宝単光章受章に際し、身に余る光栄と存じ上げますとともに、ご尽力いただきました皆様へ厚く御礼申し上げます。

今から約60年前、我が国におけるファッションモデルの黎明期にファッションモデルとしてのキャリアを東京にてスタートいたしました。

その後現役を引退し、45年前に有料職業紹介事業者の許可をいただき、当時ファッションモデルという職業が完全に確立されておりました仙台において事業所を開所し、それ以来ファッションモデルを目指す後輩を指導育成し、職業紹介をしてまいりました。

途中、東日本大震災という未曾有の災害に遭い一時は事業の継続も危ぶまれましたが、皆様からのご支援でなんとか持続してまいりました。

また、一昨年、昨年と新型コロナウイルスの影響で世界中が大変なことになってしまい、我々の業界も大打撃を受けました。先行きが不透明なこのような時代でも、ファッションモデルやモデルマネジメント業を目指す若者の指針や励ましに少しでもなれるよう努めてまいり所存でございます。結びになりますが、民紹協様、日本モデルエージェンシー協会の益々のご繁栄、ご発展をお祈り申し上げます。



瑞宝単光章

株式会社H.R.M 代表取締役 大谷 晃 氏

令和3年秋の叙勲に際しまして、瑞宝単光章の受章の栄に浴し、身に余る光栄なことと深く感謝申し上げます。厚生労働省をはじめ、ご推薦いただきました公益社団法人全国職業紹介事業者協会の皆様のご尽力に、心より御礼申し上げます。

30歳で独立開業し、厚生労働大臣の許可の下、職業紹介及び人材派遣事業を今日まで経営してきました。多くの方々に支えられ、ご指導を賜りつつ、お蔭様で今年創業30年を迎える事ができました。記念すべき年のはずが昨年より続く、新型コロナウイルスの影響でお取引先はもとより、当社におきましても、かつて経験の無いほどの業績不振と莫大な借入金に廃業も視野に入れる状況下でした。その状況を真剣にスタッフや家族とも話し合う日々も続きました。

仕事が全くと言っていいほど無くなり、コロナの終息を懇願しつつ、持て余す時間と気を紛らわす気持ちも重なり、がむしゃらまでに執筆生活を続けました。

復興への願いと業界人、将来業界を目指す学生や留学生の役に立てば後世に残せればと、オリンピック以前よりしたためていた原稿や資料をまとめ、予定していたものも含めて5冊「旅館・ホテル・観光の教科書」「旅館ホテルのおもてなし」「日本料理の支配人」「大人の為のテーブルマナーの教科書」「フランス料理店 支配人の教科書」を出版する事ができました。が、その原動力の総てが意地でした。

そんなさなかに、異例のこの若さでの叙勲のご連絡を頂き、感激と重圧感の中、再び経営継続の決断をした次第です。

これからは、叙勲受章者として模範となるべき活動、そしてホスピタリティ産業が発展しますよう、微力ながら心新たに事業の推進を進めていきたいと思っております。

結びにあたり、この度の叙勲は、一般社団法人全国サービスクリエイター協会をはじめ、お取引先企業、各種関連団体、ご同業社、並びに学校、出版社、地域自治会、従業員、友人、家族また自分が理事長を務めるNPO法人日本ホテルレストラン経営研究所の研究員の支えが叙勲につながっていることに改めて感謝申し上げ、業界のますますの発展と皆様のご多幸ご健勝をご祈念申し上げます。



瑞宝単光章

有限会社新船橋看護婦家政婦紹介所 代表取締役 今野 トミ氏

この度は因らずも令和3年秋の叙勲の栄に浴し、身に余る光栄と感激しております。今までに感じたことのない身の引き締まる想いでございます。ご支援ご助力いただきました全国民営職業紹介事業協会様、日本看護家政紹介事業協会様には心より感謝申し上げます。また日紹連のお仲間の皆様にも心よりお礼申し上げます。

終戦間際の昭和20年に国立岩手療養所の看護婦として勤務いたしました。混乱の時代でした。人手も医薬品も食料も圧倒的に不足する病院は、生死がすぐ隣り合わせの過酷な職場でした。新米看護婦であっても一人前の看護婦として仕事をこなさなければならず、患者さんに寄り添いながらも緊張感に押しつぶされないう、強い使命感と責任感をもって看護に務めていたと思います。この頃の想いはこの齢になった今も心に刻まれているようです。

その後、家庭の事情もあり生活環境が幾度か変わりました。「置かれた場所で咲きなさい」と言う言葉がありますが、置かれた環境の中で精励恪勤してきたつもりです。家政婦としては都合十数年の経験を積みました。家政婦仲間の後押しもあり、昭和59年に船橋看護婦家政婦紹介所の所長に、そして平成3年には有限会社新船橋看護婦家政婦紹介所を設立して現在に至ります。

家政婦も生きるための術から生活のための職業へと変化してきました。求人も家族のあり方や社会の多様化とともに、住込みや病院付添は激減し、家政婦の仕事も分担化してきたように思います。これも時代の流れなのでしょう。

いまだに昭和の香り漂う紹介所ではありますが、これからも責任感をもって誠実に務めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。



瑞宝単光章

有限会社高岡配ぜん人紹介所 代表取締役 白井 中氏

令和3年秋の叙勲に際しまして、「瑞宝単光章」の受章の栄に浴し、身に余る光栄なことと深く感謝を申し上げます。ご推薦いただいた一般社団法人全国サービスクリエイター協会、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会様の親身なご助言ご尽力に対して、心よりお礼申し上げます。

兼業農家の長男として生を受けた私は、高校卒業後、ホテルに係る分野がこれから脚光を浴びる仕事と確信し、大きな志を持って上京しました。

リゾートホテルの住み込み委託生としてアルバイトをしながらホテル学校を卒業し、都内及び金沢のホテルで、12年間にわたりホテルマンを務めた後、昭和61年10月、高岡市の都市型ホテル開業に合わせて紹介所を開設しました。

仕事のモットーは、仕事を探している人に対し、親身になって相談に乗り、希望する仕事を見つけ、迅速に就職が叶えられるようにすることです。賃金を多く稼ぎたい人、時間に制約のある人、就労場所に拘る人など、希望条件は人によってさまざまですが、何を一番優先するのかをよく聞いてあげることが必要だと考えています。

人と人をつなぐビジネスゆえ、自分の持っている知識、経験、人脈すべてを駆使して求職者に接し、時には勇気と希望を解き、頑張るよう励まして、軌道に乗るまで見守ってあげることが心掛け、登録者との「絆づくり」を最大のテーマとしています。

これまで支えてくださったすべての皆様に対しての感謝の気持ちを忘れず、今回の受章を機に、今後は後進の指導をしながら、もうひと踏ん張り精進していく所存です。



民営職業紹介事業者団体と厚生労働省

令和3年11月12日、標記会合が厚生労働省の会議室において開催されました。

厚生労働省の出席者は、次のとおりです。

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

篠崎 拓也氏

同 需給調整事業課 派遣・請負労働企画官

林 歆氏

同 雇用政策課民間人材サービス推進室長

高西 盛登氏

また、各職業紹介事業者団体からは、民紹協の他、(公社)日本看護家政紹介事業協会、(一社)全国サービスクリエイター協会、(公社)日本全職業調理士協会、(NPO法人)全国ホテル&レストラン紹介事業協会の事務局長等が出席しました。

会合においては、まず、各団体からコロナ禍により引き続き厳しい業況が続いている旨の説明をしました。とりわけ求職者離れが進んでおり、今後は求職者の確保が課題になるとの懸念が表明されました。

続いて、各団体からの要望について、篠崎課長から総括的な回答があり、その後、各要望事項について、下記のとおり回答をいただきました。

なお、例年開催している職業紹介事業者団体と厚生労働省職業紹介事業担当課室との情報交換会は、この会合をもって代えることとします。

1 コロナ対策

(1) 雇用調整助成金の特例措置等の

助成内容の延長

令和3年10月19日に厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、令和4年3月まで延長することが発表され、感謝しております。助成内容は令和3年12月末まで継続し、令和4年1月以降については別途検討することとされています。

コロナの影響が長引くことが予想されますので、そうした事情を勘案し、助成内容についても現行と同様、中小企業に対する手厚い補助の助成をお願いいたします。

(回答)

①雇用調整助成金の特例措置については、新型コ

ロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、前例のない措置を講じることにより、事業主の雇用維持の取組を強力に支援してきました。

②雇用調整助成金の特例措置について、a 業況特例、地域特例は、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続し、b 原則的な措置は、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は、1月から2月は11,000円、3月は9,000円に段階的に見直す予定です。

③4月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」に沿って、具体的な助成内容を検討の上、2月末までに改めてお知らせします。

(2) 許可更新時の資産要件の確認方法に係る特例の延長

現在、令和4年3月末までの許可更新申請について、資産要件の確認方法に係る特例措置を実施し

の第3回定期会合の開催

ていただいておりますが、依然コロナ禍の影響が続いております。

特例の延長、具体的には基準年を2019年(令和元年)に据え置いていただく等の対応をお願いします。
(職業紹介及び労働者派遣事業)

(回答)

確認方法に係る特例措置については、令和3年12月2日付けで、本特例措置の対象期間が「令和4年3月31日まで」から「令和5年3月31日まで」に延長しました。

(3)休業支援金申請における職業紹介所による代理確認

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、仕事がなくなって休業手当が支給されなかった短期・日雇労働者にも休業支援金・給付金が支給されることとなり大変助かっていますが、マネキンのように複数の事業所に短期で雇用されていた労働者が複数の事業所用の支給申請をしようとすると、労働者自体の記憶が曖昧であったり、支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合があります。職業紹介所では登録労働者の就労状況を正確に把握していますので、事業所に代わって支給要件確認書の記載を認めてもらえないでしょうか。

(回答)

休業支援金・給付金は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和2年法律第54号)第4条及び第5条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の賃金(休業手当)を受け取れなかった労働者に対して支給するものであり、事業主の関与を全く不要にすることは困難です。また、不正受給防止の観点からも、当該要件に該当

するか適切に確認する必要があります。よって、職業紹介所が労働者の記載に協力することは可能ですが、事業所に代わって支給要件確認書を記載することは困難であると考えております。

なお、申請にあたり、事業主の協力が得られない場合は、都道府県労働局から事業主に対して、休業事実等の確認や申請協力依頼を行うこととしております。

(4)配ぜん人のための独自の救済施策

配ぜん人及び配ぜん人紹介を主とした職業紹介事業者は、政府・自治体の要請による飲食店等の営業時間短縮要請やお酒を伴う会食の自粛要請などで大打撃を受けております。現状の支援だけでは事業継続が困難な事業者多数となっております。独自の救済施策をお願いします。

(回答)

事業主の雇用維持の取組を支援するため、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例処置を講じてきたところです。独自救済施策については、引き続き雇用情勢等を踏まえながら検討してまいります。

2

「マルチジョブホルダー制度」の年齢制限の撤廃

コロナ禍の中で、日々雇用の労働者は雇用保険制度に基づく失業給付を受給していない状況にあります。令和4年1月1日から始まる雇用保険「マルチジョブホルダー制度」は複数の事業所に雇用されていても雇用保険が適用される制度であり、配ぜん人で働く労働者にとってなじみやすい制度ですので、65歳以上という年齢制限の撤廃をお願い

します。

(回答)

複数の事業所で雇用される方への雇用保険の適用について、実行可能性のある方法として本人からの申出を起点に合算方式で適用することが考えられる一方で、逆選択(給付を受けることを見越した者が申出により適用されるおそれ)やモラルハザード(安易な離職や循環給付のおそれ)が懸念されます。このため、まずは、これまでの職業人生で得られたスキルを生かして多様な就労を目指している層と考えられる65歳以上の労働者に限定して試行実施し、施行後5年を目途に、給付の支給状況等を勘案しつつ、検討を行うこととしております。年齢制限を含めた制度の在り方についても、その中で検討してまいります。

なお、日々雇用される労働者であっても、同一の事業主に週20時間以上、かつ、31日以上雇用される場合は、雇用保険の被保険者となります。

3 友人を紹介した登録済求職者に対する金銭提供

求職者本人に金銭などを提供することにより求職申込みの勧奨を行うことは禁止されましたが、友人を紹介してくれた「登録済求職者」に金銭(お礼金)を提供することも禁止事項となるのでしょうか。

(回答)

友人を紹介した登録求職者に金銭を提供することは、原則として職業安定法指針に違反するものではありません。

4 行政と業界団体との連携強化

(1) 現下の重要な行政課題は平成29年の職業安定

法改正の内容が徹底されることとしますので、各労働局に対して、各職業紹介事業者団体との連携強化を指示してもらい、業界の健全な発展を目指す業界団体の活用をご検討ください。

(回答)

頂戴しました要望につきまして、検討してまいります。

(2) 許可更新や定期指導の際、日頃から法改正や指導事例等の周知活動を行っている業界団体への加入状況、及び職業紹介認定制度や医療・介護・保育分野の職業紹介適正事業者認定制度の取得状況について記入する状況確認シートの提出を求めることをご検討いただければ幸いです。法改正や職業紹介の適切な業務運営に関する相談助言が受けられる業界活動の周知、及び優良な事業者の認定制度の周知の一層の促進が可能かと考えます。

(回答)

状況確認シートの提出に限らず、ご提案いただきました内容の周知方法について検討してまいります。

5 求人企業に対する周知啓発

令和2年度厚労省委託事業「人材育成推進事業」において職業紹介事業者が求人企業に対して啓発するための従事者教育等が実施されましたが、依然として労働条件明示が求人企業に徹底されていないように思われます。

求人企業の法令遵守の徹底が図られるような施策の検討をお願いします。

(回答)

①職業安定法第5条の3により規定される労働条件の明示については、平成29年職業安定法改正

を踏まえ、求人者向けの周知用リーフレットを作成し、職業紹介事業者だけでなく求人者に対する周知に取り組んできたところです。

- ②また、労働条件の明示に係る実態については、厚生労働省が求人者に対して実施した調査(令和3年6月実施「採用における人材サービスの利用に関するアンケート調査(求人企業に対する調査)」)によると、労働条件を明示しているとの回答が大宗を占めたと承知しております。
- ③一方で、一部の求人者において、労働条件を明示していない事例も存在することから、業界団体のご協力を仰ぎつつ、引き続き周知用リーフレット等を活用した周知に積極的に取り組んでまいります。

6 個人情報の提供のルール化

「募集情報等提供事業者等に対するアンケート」では、「個人情報の第三者への提供に対する本人同意の取得方法」に関し、「サービスの利用を同意として捉えている」が30.8%もあり、包括的同意をとって、詳しい内容に関する同意をとっていない事業者が多い結果となっています。一方で、「提供の都度、提供先を明示して同意を得ている」が56.4%であり、取扱いにバラつきが見られます。職業紹介事業者も同様の課題があり、個人情報の保護を徹底するため、雇用仲介事業者に共通のルールを明確化すべきではないでしょうか。

(回答)

- ①御指摘の点については、労働力需給制度部会において、「雇用仲介事業者が個人情報の利用について求職者の同意を得る際に、求職者がしっかりと理解、納得できるようにするため、望ましい同意の在り方を明確化してはどうか。」という論点について議論しているところです。

- ②議論の結果を踏まえ、引き続き対応してまいります。

7 特定技能の申請手続きの簡素化

「特定技能制度」は、改正入管法の検討条項に基づき本来制度制定の2年後に見直すことになっていましたが、コロナ禍の中、まだ行われていません。

既に改善されている箇所もありますが、今後見直す際には、申請手続きの簡素化等を一層進めていただきたい。

(回答)

特定技能制度における申請手続は、主に出入国在留管理庁において定めているところではありますが、ご意見として承ります。

8 無許可事業者の取締り強化と「人材サービス総合サイト」の活用

- (1)無許可での人材サービスが未だに横行しておりますので、取り締まりの強化をお願いします。また、撲滅に向けて「人材サービス総合サイト」の活用の広報をお願いします。

その際、「人材サービス総合サイト」が求人者、求職者にとって使用しやすいものとなるよう、求人者、求職者、紹介所等に意見を求め、表示や検索機能等について改善をお願いします。

(回答)

- ①職業安定法等に違反するおそれがある場合には、事実関係の確認を行い、違反が認められる場合には、厳正な指導等を行ってまいります。
- ②人材サービス総合サイトの改修については、利用者の利便性向上等の観点から、必要に応じて人材サービス団体のご意見を伺いつつ、検討を進めてまいります。

(2) 職業紹介に近いサービスを提供している人材サービスへの取締りや規制の強化をお願いします。(違法仲介業者の告発や掲示)

(回答)

① 職業安定法等に違反するおそれがある場合には、事実関係の確認を行い、違反が認められる場合には、厳正な指導等を行ってまいります。

～20%程度に引き上げていただきたい。また、手数料の引下げ競争により求職者の保護に支障をきたさないよう、手数料率の下限を設けることもご検討いただきたい。

(回答)

① 手数料に関しては、御指摘の上制限手数料とは別に届出制手数料があり、手数料表を届け出ることによって現在でも11%以上の手数料を徴収することが可能です。

② また、職業紹介事業における手数料の水準は労働市場の需給の状況や求人の内容に応じて決定されるため、一律に手数料の下限を設けることには慎重な検討が必要と考えております。

9 法定手数料率の見直し

上制限手数料においては、上限が11.0%とされていますが、紹介所の経営状況を勘案のうえ、15

民紹協以外で参加いただいた職業紹介事業者団体の方々(敬称略)

日本看護家政紹介事業協会	事務局長	河津	浩安
全国サービスクリエイター協会	副会長	高田	雅通
日本全職業調理士協会	事務局長	黒岩	俊行
全国ホテル&レストラン人材協会	副会長	淵上	順也

なお、日本人材紹介事業協会及び全日本マネキン紹介事業協会からは、事前に要望事項をご提出いただきました。



厚生労働省による「平成29年改正職業安定法の施行状況について」が公表されました！

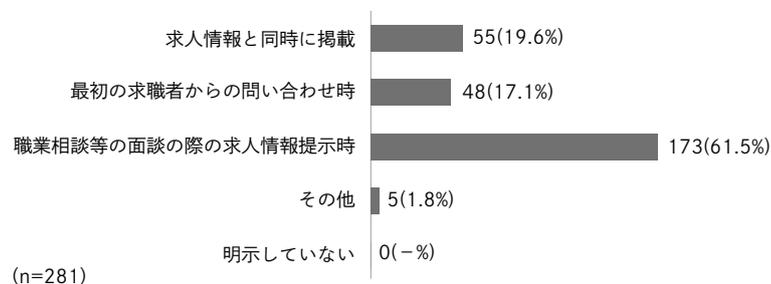
厚生労働省においては、平成29年改正職業安定法の適正な履行状況を把握するため、職業紹介事業者、求人企業等について実施した指導監督の結果を取りまとめ、令和3年8月30日に公表しました。前号でご紹介しました「採用における人材サービスの利用に関するアンケート調査」の結果に続き、以下にそのポイントを掲載します。

集計対象 職業紹介事業者：281事業者、求人者：231社、労働者供給事業者：29組合
集計対象実施期間 令和3年6月10日～8月13日

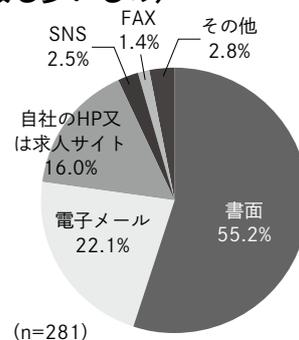
I 職業紹介事業者

1. 求職者に対する労働条件の明示

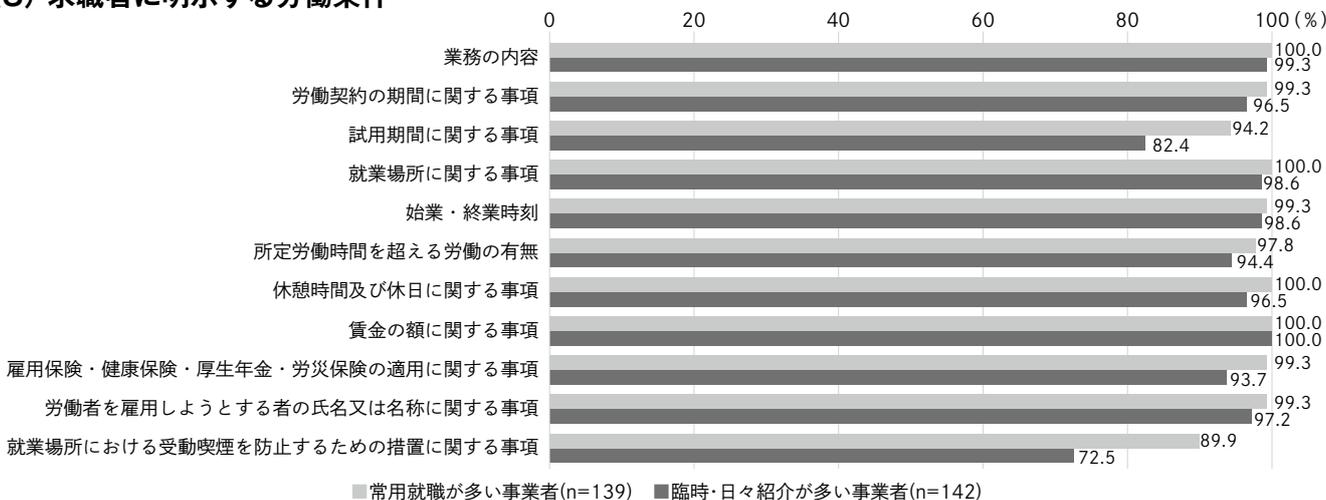
(1) 求職者に全ての労働条件を明示する時期 (最も多いもの)



(2) 求職者への労働条件の明示方法 (最も多いもの)

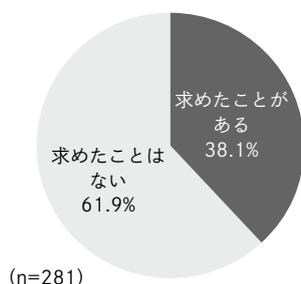


(3) 求職者に明示する労働条件

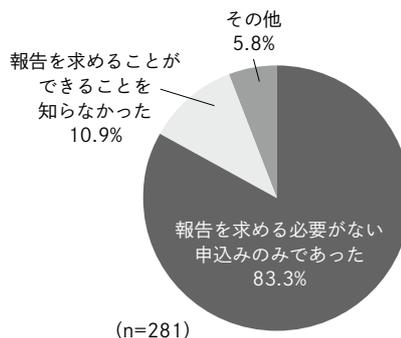


2. 求人への不受理

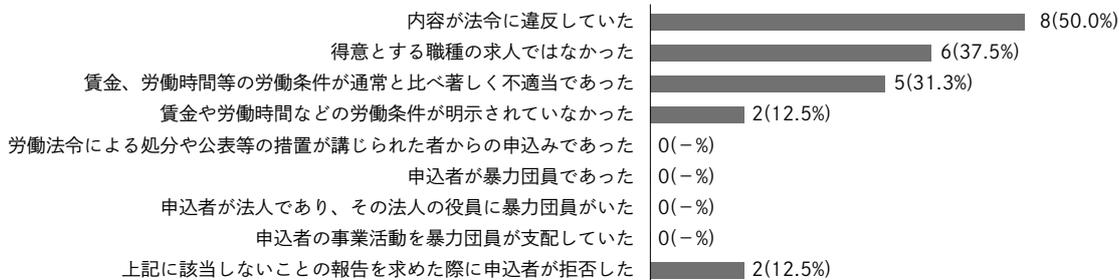
(1) 求人への受理に当たり、求人者に報告を求めたことがあるか



(2) 求人者に報告を求めたことがない理由

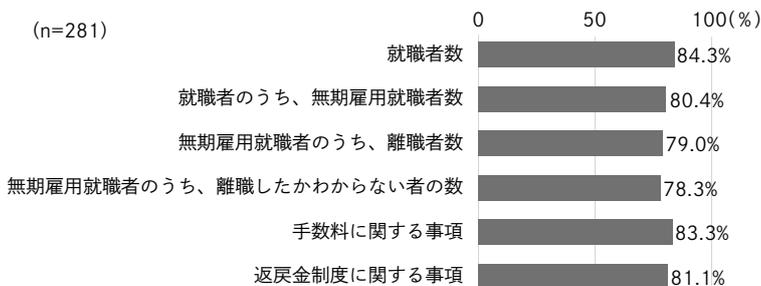


(3) 求人を受付しなかった理由……求人を受付しなかったことがある事業者 16事業者 (5.7%)

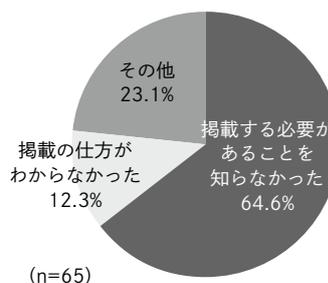


3. 人材サービス総合サイトの利用

(1) 人材サービス総合サイトに掲載している項目

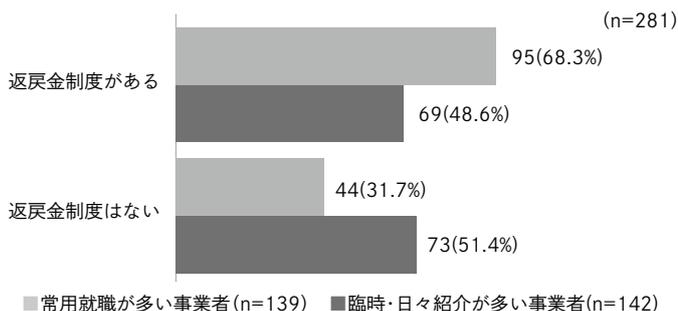


(2) 掲載していない項目がある場合、その理由

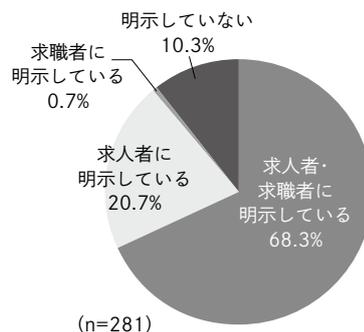


4. 返戻金

(1) 返戻金制度の有無(※)

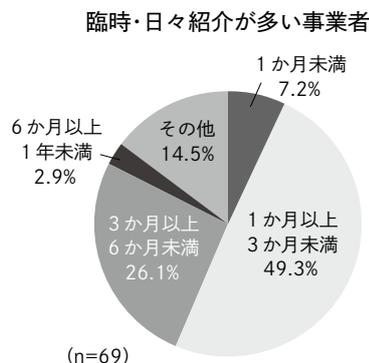
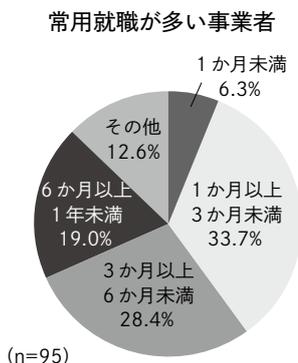


(2) 返戻金制度の有無やその内容について、求人又は求職の申込みを受付した後、速やかに書面、FAX、電子メール等で明示しているか

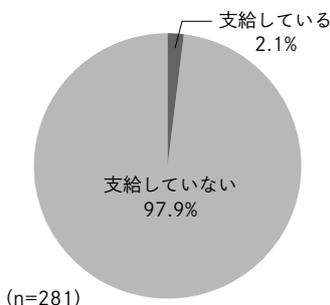


(※) 紹介により就職した者が早期に離職等した場合に、雇用主に手数料の全部又は一部を返戻する制度又はこれに準ずる制度

(3) 就職から何か月以内に離職した場合に手数料の一部を返戻しているか



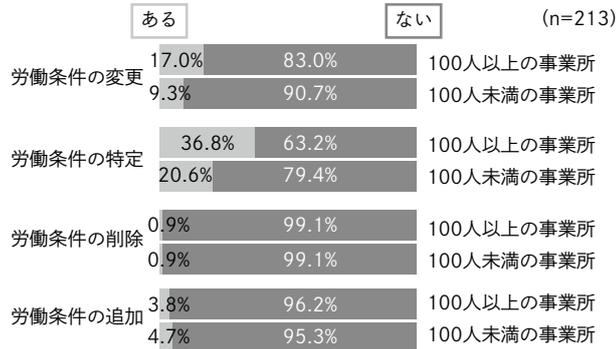
5. お祝い金の状況 ~ 求職者を勧誘するにあたり、お祝い金を支給しているか



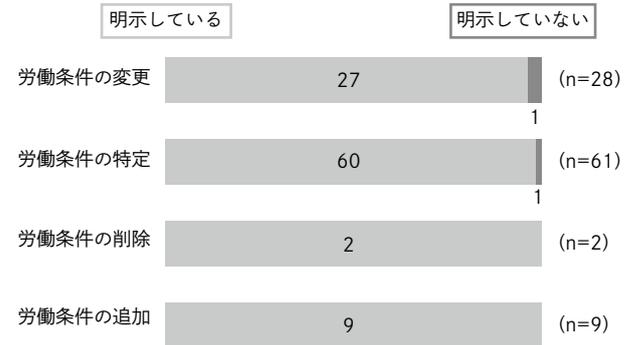
II 求人企業

1. 労働条件変更の明示

(1) 労働条件の変更等



(2) 労働条件変更等の明示状況

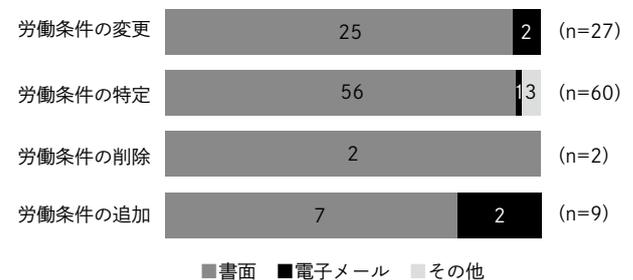


(3) 変更内容の明示方法



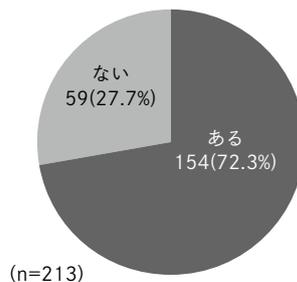
- 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付
- 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引く、着色する、脚注をつける等
- その他

(4) 明示手段



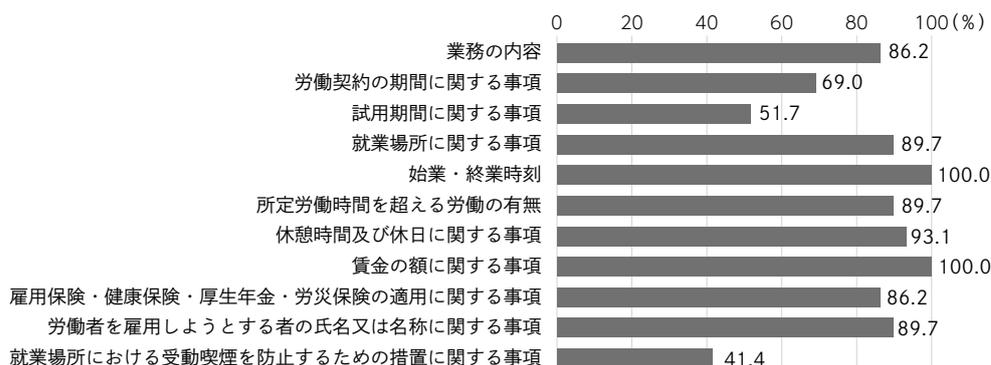
2. その他

(1) ハローワークに申し込んだ求人について、職業紹介事業者や求人メディアから営業(利用の勧奨)を受けたことがあるか



III 労働者供給事業者

1. 供給される組合員への労働条件明示



2月1日から職業紹介士資格認定試験(第26回)の受験者募集が始まります。

職業紹介士は、民紹協が認定する資格制度で、職業紹介事業に従事する方が専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムです。5月からスタートするプログラムの受験者募集が2月1日から始まります(締め切り3月31日)。皆様の応募をお待ちしています。

【概要】

■受験資格

- ・原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上あること、又は職業紹介従事者としての職業経験が通算して3年以上あること。(取得後の資格については有効期限(5年)及び更新制度があります。)

■職業紹介研修の方法

- ・受験者には全員、民紹協が実施する研修を受講していただきます。この研修は通信教育と集合教育からなります。
- ・通信教育では、テキストをもとに在宅学習を行い、試験問題に解答していただきます。
- ・集合教育では、講義、事例研究及び演習による研修を受けていただき、認定試験を行います。

■講師陣

- ・弁護士、行政機関OB、民間職業紹介企業OB等職業紹介事業の専門家

■国の人材開発支援助成金の活用

- ・労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。詳しくは以下をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【カリキュラム】

■通信教育

次の6科目について、テキストによる在宅学習の上、科目毎の基本的事項に関する出題に対して答案を提出していただきます。通信教育の期間は3ヶ月です。

- ◇労働保護法制 ◇職業紹介と人権 ◇職業紹介事業制度
- ◇個人情報保護 ◇職業指導と職業相談 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス

■集合教育

- ・下記科目毎に講義が行われ、講義終了毎に認定試験及び実技演習が行われます。

講義8科目

- [第1日目] ◇職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解 ◇労働保護法制 ◇職業指導と職業相談
- [第2日目] ◇職業紹介と人権 ◇個人情報保護 ◇職業紹介事業制度 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス
- [第3日目] ◇求人者サービスと求人・求職者開拓

実技2科目

- [第1日目] ◇事例研究
 - ・職業紹介の場面において起こり得る各種事例に関して、グループ討議を行い相互研鑽を目指します。
- [第3日目] ◇ロールプレイング
 - ・受講者が交互に求職者、求人者となって相談場面の体験をします。観察者は相談実施状況についてのコメントを加えて相互研鑽を行います。

【募集スケジュール】

■第26回資格認定試験

- ・募集開始 令和4年2月1日(火)
- ・募集締切 令和4年3月31日(木)
- ・通信教育 令和4年5月1日(日)～7月31日(日)
- ・集合教育 令和4年9月2日(金)～4日(日)
- ・資格認定通知 令和4年10月(予定)

※詳細は民紹協事務局までお問い合わせください。
TEL:03-3818-7011 E-mail:info@minshokyo.or.jp

■受験費用

- ・会 員 62,000円 ・非会員 81,000円
(受験費用は、主催者側の責により受講・受験できない場合を除き、返金できません。)

■集合教育実施会場

中野サンプラザ
〒164-8512 東京都中野区中野4-1-1(中野駅北口徒歩1分)
電話:03-3388-1151 FAX:03-3228-2803

令和4年度
職業紹介士(民紹協認定)
資格認定試験受験者募集について
第26回: 応募締切 令和4年3月31日(木)



当資格制度は、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会(以下「民紹協」という。)が、職業紹介士としての専門的な知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムを実施することを目指して創設されたものです。受験資格は労働者(パート)に限定され、職業紹介士としての経験がなくても受験することができます。採用活動に関する最新情報や労働市場の動向など、職業紹介士が関与した事例集、多岐にわたる情報を提供することができます。また、有資格者のための交流を図ることができます。

これまでに、認定を受けた約90名の職業紹介士が誕生し、(令和4年1月現在)職業紹介のプロ中のプロとして活躍されています。

国の「人材開発支援助成金」が活用できます。(※1)

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

若者の未来のために私たちができること

株式会社ノースゲイト 須田真太郎

静岡県御殿場市

会社所在地付近の御殿場の風景

「仕事や学ぶことの大切さ、社会貢献できる素晴らしさを感じながら、豊かな生活を目指してほしい」。私の仕事は、引きこもりなどで仕事に恵まれなかった人たちに就業の機会をあたえて、成長してもらえるように継続的にサポートすることです。

株式会社ノースゲイトでは、全寮制で、40名程が共同生活をしています。多くのメンバーは、元引きこもりの方々です。17歳から51歳まで幅広い世代と一緒に活動しています。

平日はそれぞれの現場で仕事をしてもらい、夜には毎日30分の学習時間を設けています。

また毎日の寮の清掃活動を通して、掃除の大切さも理解してもらい、週末は様々な資格講座を開き、ビジネスマナーやパソコンスキル、資格の学習などのスキルアップに取り組んでいます。

その他にも、課外活動もおこなっていて、定期的に色々な場所に出向いて新しい体験をしてもらいます。例えば、毎年、夏には富士登山を恒例行事としていて、体力や精神力を養ってもらいます。

私は、この方々に「個人の能力をしっかりと見極めたうえで、適切な仕事を紹介してみたい」という思いから、職業紹介士の資格を目指しました。この資格取得を通して得た知識が、就職支援をする上で、適切な助言につながっていると実感しています。

最終的な目標は、私がサポートしたメンバーが夢や目標に向かって自分の力で生活できるようになってもらう事です。夢や希望を持っている従業員を支援して、再就職の手助けをしていきたい。そのような考えをもって日々を過ごしています。



左手立っている人物が筆者

株式会社ノースゲイト

住所：静岡県御殿場市萩原26番地の1

代表者名：岡田 真也

設立年月日：2014年10月3日

従業員数：40名

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

就職後に勤務日数を変更する場合、紹介してもらった職業紹介所の了解が必要か。

私は、ある職業紹介所の紹介で本年4月から保育園で働いている保育士です。最近、自分と子供の体調不良や、コロナ禍で保育園が度々休園になり、雇用契約書にある週4日の勤務ができない状況にあります。そこで、週3日勤務に変更して欲しい旨を保育園にお願いしたところ、変更してもらえることになりました。

ところが、このことを知った紹介所が、保育園に対して当初の雇用契約とは異なるため、勤務日数の変更に応じないよう保育園に求めてきたとのこと。このため、勤務日数の変更が実現していません。

紹介所を通じて就職した場合、勤務日数を変更するには、紹介所の了解が必要なのでしょうか。

A₁

職業紹介所の役割は、一般的に求人者と求職者との間で雇用契約が成立した時点で終了します。その後雇用契約の内容である労働条件を変更する必要がある場合は、使用者と労働者の合意により変更することができ（労働契約法第8条）、紹介所の了解を得る必要はありません。

本件について、勤務日数の変更により賃金が減少し、受領する紹介手数料が減額されることを懸念した紹介所が、勤務先の保育園に勤務日数の変更に応じないよう申し入れてきたのではないかと考えられますが、紹介所にはそのような申し入れをす

る権限はありません。また、紹介所が就職後においても、使用者と労働者との間の契約関係に引き続き影響力を行使することは、職業安定法第44条により禁止されている労働者供給事業を行うものであるとの疑いを生じさせ、不当な干渉といわざるを得ません。

以上のようなことを保育園に伝えて、勤務日数を変更してもらいましょう。

なお、勤務日数の変更により紹介手数料が減額されるかどうかは、当初の週4日勤務の場合の賃金をもとに紹介手数料を算定するのか、実際に支払われた賃金をもとに算定するのかによって違ってきます。どちらにするかは求人者と紹介所との間で決めるべき問題だと思われます。

Q₂

若者雇用促進法に準じた求人不受理の変更届について

有料職業紹介事業の許可有効期間の更新時期が近づいていますが、この度、労働局から、「許可有効期間の更新申請時に、取扱職種等の範囲等における求人不受理についての変更届も提出してください」との書面が送られてきました。この変更届を提出する根拠を教えてください。

A₂

平成28年3月の「若者雇用促進法」の施行に伴い、ハローワークにおいては一定の労働関係法令違反の求人者による「新卒者向け求人」は受理しないことができるとされました。併せて、若者雇用促進法に基づく指針において、職業紹介事業者は、ハローワークが求人不

受理とすることができる求人者からの学卒向け求人は不受理とすることができるよう、「取扱職種の範囲等の届出」をすることが望ましいとされました。この届出を行わずに求人者の不受理を行うことは違法になります。

その後、職業安定法が改正され、令和2年3月30日から、職業紹介事業者は、「取扱職種の範囲等の届出」を行うことなく、一定の労働関係法令違反の求人者からの求人(新卒者向け求人に限定しない)は受理しないことができることになりました。

このため、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえて「取扱職種の範囲等の届出」を行っていた職業紹介事業者については、その届出の必要がなくなったので、労働局から取扱職種の範囲等における求人不受理についての変更届を提出するよう求められたものと思われます。なお、この変更届は、必ずしも許可有効期間の更新申請時に提出する必要はありませんが、労働局としては、許可更新時期に合わせて案内したものと思われます。

この変更届は、様式第6号の書面に必要事項を記入して労働局へ提出してください。

Q₃

返戻金制度がある場合の6か月以内の離職者数の把握方法について

人材サービス総合サイトに、「無期雇用就職者のうち6か月以内の離職者数」を掲載する必要がありますが、返戻金制度を設けている場合は、返戻金を支払った者の数を集計すればよく、雇用主に対して調査をする必要はないとされています。

しかしながら、当紹介所は、返戻金制度を設けていますが、1か月以内で離職した場合と、3か月以内で離職した場合のケースしかなく、6か月以内で離職した場合の返戻の規定がありません。6か月以内の離職者を把握するため、改めて調査する必要があるのでしょうか。

A₃

人材サービス総合サイトへ情報掲載しなければならない事項の一つに、「無期雇用就職者のうち6か月以内の離職者数」がありますが、これに該当するかどうかを確認するため、求職者を雇い入れた雇用主に対し、必要な調査を行わなければなりません。ただし、返戻金制度を設けている場合であって、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当した者の数を集計する方法により無期雇用就職者の6か月以内に離職した者の数を集計する場合は、調査する必要はないとされています。

ただし、貴紹介所のように、返戻金制度を設けていても、3か月を超えて6か月以内に離職した場合の返戻の規定がなければ、6か月以内の離職者の総数が不明なため、原則どおり雇用主に対し、必要な調査を行わなければなりません。

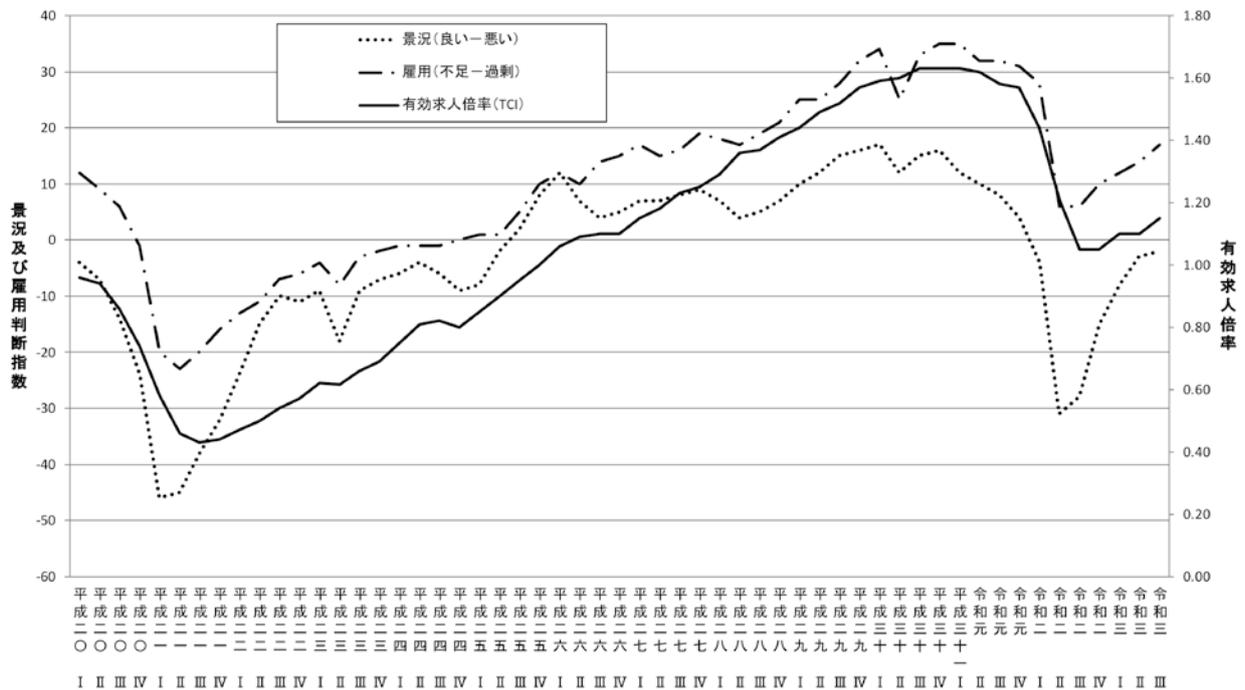
こうしたことを踏まえれば、現行の返戻金制度に6か月以内に離職した場合の規定を追加しておくことも考えられますが、その場合は、該当者がどの程度いるのか、返戻する割合はどの程度にするのかなども含めて総合的に検討されてはいかがでしょうか。



雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和3年10月、令和3年11月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.15倍、1.15倍と横ばいでした。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は 2.7%、2.8%とほぼ変わらずです。12月の日銀短観による業況判断では、前期より4ポイント上がりましたが、先行きは2ポイント低下しています。また、雇用判断は9月より4ポイント低下し、先行きは更に3ポイント下がり、求職者不足の状況は厳しくなる見通しです。いずれも新型コロナウイルスの感染状況で変化しそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月
有料職業紹介事業所	223	189	252	178	200	195
無料職業紹介事業所	2	8	5	5	10	8

雇用・失業情勢関連指数

		令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月
雇用者数※	実数(万人)	5980	5992	5970	5975	5982	5970
完全失業者数※	実数(万人)	206	191	193	192	183	182
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	212 (9.8)	212 (8.3)	216 (9.7)	220 (9.6)	228 (8.6)	233 (10.3)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	200 (8.8)	192 (2.5)	192 (0.7)	193 (▲0.7)	196 (▲1.6)	194 (0.2)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15	1.15

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

散歩道

第64回

～相州三浦総鎮守海南神社～

今回は、神奈川県三浦半島の相州三浦総鎮守海南神社に行ってみました

海南神社は、神奈川県三浦市にある三崎港から市街地を少し山手に入った地点に鎮座する。
藤原資盈、資盈の後である盈渡姫、釜龍井財天(三浦七福神)、及び地主大神を祀ります。源頼朝がお植えになられた御神木や、龍神様の形をした御神木等があります。

【龍神様】

境内龍神社に架かる雄株のご神木。龍神様のお姿に見えるといわれている。



【神馬社】

こちらに祀ってある木造の神馬は、昔神社の神馬が逃げ出したところ、たちまち疫病が蔓延したので、この神馬を奉納したところ、疫病も鎮まったという。この神馬に祈ると、脚気や足の病気が治ると言われている。



【本殿】

県の重要文化財になっている。

【フォトスポット】

三崎名物のマグロ共に写真が取れるフォトスポットでもある。

【磐鹿六雁命(いわかむつかりのみこと)】

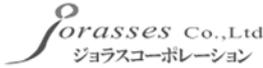
御祭神。馬堀法眼喜孝画伯作。

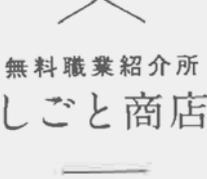
◆アクセス 京浜急行品川駅より快速特急で65分 三崎口駅下車
京急三崎口駅から京急バスに乗車し
「三崎港」バス停下車歩1分



新規入会事業所紹介

令和3年10月～令和3年12月(12月21日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
東北地区	株式会社 ベストマネジメント 	福島県田村郡三春町桜ヶ丘 3-3-6 0247-62-7715	弊社は、福島県に起業し地域に密着した人材派遣業・職業紹介業・土木建設業を展開している会社です。一人でも多くの雇用の機会を求める働く意欲を持つ人々に対して、多種多様な職業への雇用成立の機会を提供し、労働力の需要と供給双方のニーズに応えることができるようそれに備え、的確な結合を図るといふ社会的役割を果たすことを使命とし努力を重ねています。
	株式会社 ジョラスコーポレーション 	東京都大田区蒲田5-30-15 第20下川ビル 03-6715-7422	当社は人材紹介のほか、「働く幸せ、働くよろこび」をミッションに心理カウンセリング(従業員とその家族を含む)にも力を入れております。休職者や復職者支援のほか、ストレスチェック・集団分析及びその後の職場環境改善、研修(各種メンタルケア、ハラスメント防止、ワークライフバランス、職場活性化など)を公認心理師等、専門職を配置し提供しております。企業で働く従業員の方のこころの健康づくりをトータルに支援しております。 障害者雇用についても力を入れており、障害者が安心して社会貢献できるよう支援体制を整えています。訪問型職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置して支援をしております。
関東地区	ヤマトヒューマンキャピタル 株式会社 	東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル8F 03-6689-3735	弊社は、M&A、事業再生、事業承継、PEファンド、VC、CFO、投資先CEO、事業会社/財務・経営企画などの経営やファイナンス領域を専門とする人材エージェント会社です。特にM&A業界への採用支援では日本で最も支援実績の多い会社と自負しております。地域に関しては全国対応可能で御座います。同領域に精通したコンサルタントが業界における事業戦略～採用戦略、採用ターゲットの選定、採用、採用後の活躍フォローまで丁寧にサポートさせていただきます。
	東京都ひとり親家庭 支援センターはあと飯田橋 	東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7F 03-3263-3451	Hひとり親と子供たちが A安心して A明日に向かう T東京はあと、はひとり親家庭を応援しています！ 東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋は、東京都の施設です。ひとり親家庭それぞれに合わせた就業相談、就業支援、無料職業紹介を行っております。ひとりだけひとりじゃない、そんな場所を提供しています。ひとり親と子供たちが安心して暮らせる為に、日々全力で取り組んで参ります。どうぞよろしくお願い致します。
中部地区	A & J株式会社	静岡県浜松市中区北手島町 208-8 053-488-4930	弊社代表は、これまで社会保険労務士と行政書士として、海外人材の在留資格や労務の事業に携わって参りました。このたび法人を設立して、新たに海外人材の紹介・支援業にも取り組んで参ります。弊社は、個人のキャリアの国際化を支援することによって、世界に平和の種を届けたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
	幸田町シニア・シルバー 世代サポートセンター 無料職業紹介所 	愛知県額田郡幸田町大字 坂崎字道坂27-1 0564-73-0050	2021年11月1日に、無料職業紹介所を開所しました。毎年、町内の大企業から生み出される多数の定年退職者を有望な労働力と捉え、働き手が欲しい企業といつまでも働きたい人々のマッチングを行い、副業、兼業、起業も含め多世代の方々に、健康増進、就農等のセミナーなどを通じて多様な生き方を啓発し、今まで培ったスキルを活かし、生涯現役で収入を得て頂きたいと願い、本業務を推進してまいります。そして、いつまでも安心して働ける魅力的なまちづくりに貢献したいと思っております。

	事業所名	住 所	ごあいさつ
中部地区	株式会社タートル 	愛知県春日市八田町 6-5-2 0568-83-8111	今の日本の働き方で考えると、ダブルワークも増えていくと思いますので年齢の高い60歳以上の方や、女性の方、パート・アルバイトなどスキマ時間を活かした短時間勤務の方の紹介もやっていきたいと考えております。
	しごと商店 	富山県富山市二口町 2-14-3 090-1318-0634	皆さま初めまして。店主の山口ひでこと申します。日頃は、富山県人材活躍推進センター・女性就業支援センターの所長として「働き方や仕事の相談」や「人材不足に悩む事業所の相談」など「とやまの「はたらく」を応援する」様々な取り組みを行っています。「ちょっとだけ働きたい」「ちょっとし手伝ってほしい」をつなげることができたらとの想いで「無料職業紹介所しごと商店」を開店いたしました。時間や年齢、家庭環境など「何かしら制約」があり、これまで働きたかったけど働けなかった人たちの「誰かの役に立ちたい」「ひとや地域とつながりたい」「これまでの経験を活かしたい」そうした望みを大事にしながらサポートし、心理的にも安心安全な「しごと」の提供を行い、地域が抱える少子高齢化や人手不足といった課題解決にもつなげていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。
関西地区	宮津興行株式会社	京都府舞鶴市字福来 535-1 0773-77-5955	弊社は、プラントの保守・点検、非破壊検査業、電気工事等に関連するメンテナンス業と労働者派遣事業も行っています。今回職業紹介事業を始めます。企業の求人・採用活動の企画、立案及びコンサルティング、人材育成のための教育等を始めます。宜しくお願い致します。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
株式会社ダイナ	神奈川県川崎市高津区久本1-6-8ビズコンフォート溝の口18	080-9586-5898
有限会社サカタテクノサービス	神奈川県横浜市都筑区仲町台2-7-1	045-945-8895
一般社団法人はれとけ	福岡県築上郡築上町大字下別府1683-1	0930-31-0241

直近の職業紹介事業実践セミナーのお知らせ

令和4年1月～3月の職業紹介事業実践セミナーの日程等をお知らせします。職業紹介責任者講習で得られない知識とスキルが修得できます。参加をお待ちしています。

〈基本編〉 全てオンライン実施です。*受講料:会員3,850円、非会員5,500円

セミナー内容・実施時期ともに現在調整中です。決定後お知らせします。

〈応用編〉 実務に即したテーマで非常に役立つと評判です。

会場は、オンライン以外は全て中野サンプラザです。(東京都中野区4-1-1)

*受講料:実セミナー半日:会員6,000円、非会員8,000円 1日:会員8,000円、非会員10,000円

オンラインセミナー:会員4,000円、非会員6,000円

セミナー名	開催日	講 師	内 容
外国人材の職業紹介セミナー (オンライン)	①2月1日(火) ②3月22日(火) いずれも 13:00-17:00	職業紹介事業アドバイザー 行政書士 コンサルタント	外国人材紹介の全体像と実務が理解できます。また改正入管法や外国人材に関する紹介ビジネスの進め方もご説明します。法令・取扱いが変わった場合には、最新情報をお知らせします。
よくわかるホワイトカラーの 職業紹介実務	2月18日(金) 13:00-17:00	職業紹介事業アドバイザー 津田 滋	ホワイトカラー職業紹介実務の事例を豊富に紹介し、実践的と評判です。改正職安法への紹介事業者としての必要な対応につき肌理細かく説明します。
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップセミナー	3月9日(水) 9:30-17:00	職業紹介事業アドバイザー 齊藤昇司	求職者支援の全貌を理解し、自信を持って求職者の支援ができるようになります。マッチング、書類作成、面接対応等を実習しながら修得します。

計 報

公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会理事であり、公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会会長の黒田孝二氏(81歳)におかれましては、令和3年11月9日(火)にご逝去されました。

黒田氏は、平成17年6月から19年6月にかけて、当協会の副会長としてもご尽力いただきました。これまでの多大なるご貢献に感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

●職業紹介事業者ブロック交流会のお知らせ

以下の通り、ブロック交流会を開催します。どうぞご出席ください。民紹協ホームページにて申込みを受付中です。

ブロック名	開催年月日	開催方法・時間
関西	令和4年1月21日(金)	いずれも 13:30~16:30 Zoomを使用するのオンライン会議
東海	令和4年2月4日(金)	
九州・沖縄	令和4年2月15日(金)	



※関西は、新春講演会を兼ねて実施します。

会員継続のお願い

会員の皆様には、民紹協の運営等にご理解いただき、厚く御礼申し上げます。

会員は自動継続となっております。来年度も会員の継続をどうぞよろしくお願ひいたします。諸般の事情で退会される場合のみ、3月中旬までに退会届のご提出をお願いいたします。

令和4年度の会費請求書は、新年度になりましたら送付させていただきますので、お振込みをよろしくお願ひいたします。

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

インターネットやスマートフォンが普及し、大量の求人情報や求職情報の収集・提供が簡単にできるようになりました。それらを背景に新たな募集情報等提供事業(求人メディア、アグリゲーター、人材データベースなど)が発達し、その果たす役割は年々大きくなっています。しかしながら、それらの事業の実態は、職業紹介事業などと異なり、よく把握されていません。そこで、労働政策審議会は昨年12月に、後藤茂之厚生労働大臣に「雇用仲介事業に関する制度の改正」に関する建議を提出しました。それによると、募集情報等提供事業を行うものについては、より適正な事業運営と指導監督を行えるようにするため、国への届出制を導入し、その実態を把握することが適当であるとされています。

厚生労働省においては、建議を踏まえ、募集情報等提供事業の適正な運営を確保することによって、労働市場が的確、効率的に機能するよう、次期通常国会に職業安定法改正案の提出を目指すものと思われます。改正案が公表されれば、本誌でもお伝えしてまいります。募集情報等提供事業を利用している職業紹介事業者が増加している中で、届出制の導入は画期的なことです。また、改正個人情報保護法も4月1日に施行されます。こうした節目の年が皆さまにとって良い年になりますよう祈念いたします。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.181

令和4年1月12日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和4年1月～令和4年2月 お申込み受付中

当協会では、感染拡大を防止するため、今後の動向を注視するとともに、対策を講じながら講習を開催してまいります。詳しくは当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」をご覧ください。

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和4年1月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和4年 1月17日	月	オンライン開催		50
〃 1月19日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 1月21日	金	オンライン開催		50
〃 1月24日	月	オンライン開催		50
〃 1月25日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 1月27日	木	オンライン開催		50
〃 1月31日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 2月 3日	木	オンライン開催		50
〃 2月 8日	火	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月10日	木	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 2月14日	月	オンライン開催		50
〃 2月16日	水	オンライン開催		50
〃 2月18日	金	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 2月22日	火	オンライン開催		50
〃 2月24日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月28日	月	オンライン開催		50
〃 3月 2日	水	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【受講料軽減措置の終了について】

現在、過去5年以内の講習を受けたことがある方については、平成30(2018)年1月から新規講習、継続講習の区分が廃止されたことに伴い、継続講習受講者への負担軽減措置として、受講料の割引を適用していましたが、令和3年9月末をもって割引を終了いたしました。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前にご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国国民職業紹介事業協会

人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS
HR-Business Cloud



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン
PORTERS MAGAZINEWeb

▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会
無料相談会の申込みはこちら：
<http://hrbc.porters.jp/event>

お問い合わせ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL sales@porters.jp

HP <https://hrbc.porters.jp/>

